

措置部門

<p>外部環境の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設は、ウイズコロナに向けて、「救護施設のあり方」に示された、①真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割。②入所者の地域生活への移行と定着のための支援を「個別支援計画」に基づいて行い、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指す。③救護施設が培ってきた「住居支援」や「生活支援」等の強みを活かし、その機能を地域に積極的に展開することで、地域におけるセーフティネット機能の強化に貢献する。④保護実施機関（福祉事務所）や生活困窮者自立相談支援機関との関連を強化し、居住と生活に課題を抱える要保護者や生活困窮者等への支援の充実を図る。以上のことに取り組んでいく。 ○全救協行動指針に基づき、地域共生社会における包括的支援体制の整備等における救護施設の役割等を見据え、各施設の行動指針の重点項目への取り組みを進める。ウイズコロナであっても、利用者の意思や意向を確認・尊重しながら個別支援計画に基づく本人のエンパワメントを高める支援を推進する。また、支援を要する方に必要な支援が届くように救護施設の社会的認知度の向上のため、救護施設の活動等について外部・地域に対する「見える化」を推進する。 ○令和2年4月施行の改正社会福祉法および改正生活保護法において、無料低額宿泊所の規制が強化されるとともに、サービスの質が確保された日常生活支援住居施設が、令和2年10月から開始された。今後、救護施設としての社会的使命・役割をしっかりと果たしていくことにより、差別化を図っていく必要がある。 ○母子生活支援施設は、DVや児童虐待、厳しい経済状況、多子、精神疾患など複雑・困難な課題を抱える利用者が増加の一途をたどっている。その反面母子生活支援施設の利用者の減少が続き、施設の暫定問題が大きな課題になっている。都道府県社会的養育推進計画の策定や児童虐待防止の施行にともないより一層、個々に寄り添った自立支援の充実が課題となっている。また、地域の子育て家庭への支援や妊娠期からの継続的支援、親子関係の再構築・修復機能など、社会的養護の子どもを増加させない取り組みの実践が求められているため、現状行っている支援に加えて、相談窓口の設置等取り組んでいく。 ○平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確にするため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
<p>ビジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設は、真に支援を必要としている人を確実に受けとめる「最後のセーフティネット」としての役割を果たすと同時に、利用者の地域生活への移行と定着のための支援を「個別支援計画」に基づいて行うことにより、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指す。 ○母子生活支援施設は、地域社会とともに全ての子どもを社会全体で育む社会の実現に努める。 ○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援分野における認定就労訓練事業などの新たな取組を行う。

